

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県海岸漂着物地域対策推進基金条例（平成25年香川県条例第28号）

- 1 国から交付される地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を受け入れ、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域における海岸漂着物の回収及び処理、その発生を抑制するための対策等に関する事業を円滑に実施するための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年香川県条例第29号）

- 1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めるときに意見を述べること等の事務を処理するための審議会その他の合議制の機関を置くため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第30号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、上場株式等の配当等又は特定割引債の償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者を個人の県民税の配当割の特別徴収義務者として追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第31号）

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）の一部改正に伴い、県税の特別措置条例の規定により課税免除の対象となる設備の取得期限等について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第32号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部が改正され、犬猫等販売業に係る特例及び第二種動物取扱業が創設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年9月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第33号）

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正により、市町間における病床転換支援金の納付に要する費用の格差を勘案して都道府県調整交付金を交付する期間が平成30年3月31日まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第34号）

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第35号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国、他の地方公共団体等から派遣された職員に支給する手当として、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第36号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国、他の地方公共団体等から派遣された職員に支給する手当として、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第37号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国、他の地方公共団体等から派遣された職員に支給する手当として、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第38号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国、他の地方公共団体等から派遣された職員に支給する手当として、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第39号）

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。